

白衣貸借及び洗濯業務契約書

藤枝市立総合病院

藤枝市立総合病院（以下「甲」という）と、〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、甲が使用するユニフォームに関し、以下のとおりリース契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

乙は、甲に対し、乙所有の（(資料－1)記載のユニフォーム（以下「本件リース物件」という）を賃貸し、甲はこれを借り受ける。また、乙は本契約に付帯する洗濯業務委託サービス（以下「本サービス」という）を甲に提供する。

第2条（リース料・クリーニング単価）

本契約に係るリース料及びクリーニング単価は 〇〇〇〇 のとおりとする。

支払方法は、次の方法で支払うものとする。

- (1) 請求日：乙は、毎月末日を締切日とし、翌月5日までに甲にリース料等を請求する。
- (2) 支払日：甲は、前号の締切日の翌月末日までに乙にリース料等を支払うものとする。
- (3) 遅延損害金：甲が前号の支払日までにリース料等が支払わなかった場合、支払日翌日よりリース料等が支払われるまでの期間に対し、年利〇〇%で計算した遅延損害金を支払うものとする。
- (4) 支払方法：乙の指定する次号の銀行口座に振込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- (5) 振込口座： 〇〇〇〇
〇〇〇〇

第3条（リース契約期間）

本契約の有効期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

第4条（善管注意義務）

甲は、本件リース物件を善良な管理者の注意義務をもって管理し、本件リース物件について、譲渡、転貸、担保提供、その他乙の所有権を侵害する一切の行為をしてはならない。

2. 甲は、乙の所有物であることを明示した本件リース物件に、第三者が権利を主張したときには、乙の所有物である旨反論し、直ちに乙に通知するものとする。

第5条（保守管理）

本件リース物件の通常使用における消耗交換、メンテナンス等はリース料の範囲で行うものとするが、甲に起因する汚損、破損、紛失による本件リース物件の交換、提供費用は甲の負担とする。

第6条（再委託）

乙は、本サービスの一部を、乙が契約する協力工場および協力会社へ再委託することができるものとし、本契約期間中に再委託先に変更が生じる場合には、乙は甲に対し事前の書面による連絡を行うものとする。

第7条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という）を秘匿する義務を負い、これを第三者に漏らしてはならない。尚、本契約終了後2年間は、当

該秘密情報を秘密として保持する義務を負うものとし、当該期間経過後は相手方の指示に従い秘密情報が記載された媒体およびその複製物を廃棄するものとする。

第8条（個人情報保護）

甲および乙は、相手方から開示された情報に個人情報が含まれる場合には、個人情報の保護に関する法律および関連する法令を遵守すると共に、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取扱うものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方に対し本契約締結時に自ら（法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲および乙は、相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
3. 甲および乙は、本契約締結期間中、自らまたは第三者を利用して相手方に対し次の行為を行わないことを確約する。
 - （1）相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - （2）偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
4. 甲および乙は、相手方が本条第1項または第3項に違反した場合、催告することなく本契約を解除することができる。
5. 甲および乙は、本条の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責を負わない。

第10条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当した場合、その相手方は一切の金銭債務つき当然に期限の利益を失い、直ちにこれを履行しなければならないものとし、かつ催告することなく本契約の全部または一部を解除することができる。

- （1）差押、仮差押、競売の申立または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
 - （2）租税公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき
 - （3）支払不能となったとき、もしくは支払を停止したとき、または手形、小切手が不渡りとなったとき
 - （4）解散を決議したとき
 - （5）30日間の予告期間を定めた催告にもかかわらず、相手方に対する金銭債務を期限までに弁済しなかったとき
 - （6）前各号に準ずる信用資力の低下または不信用な事由があったとき
 - （7）本契約の各条項の一に違反し、相当な期間を定め催告した後も是正されなかったとき
2. 契約期間中といえども天災地変等甲乙いずれの責に帰すことのできない事由により、本契約の履行に支障が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

第 11 条（中途解約）

本契約は、第 3 条に定める契約期間の間、前条に掲げる場合を除き中途解約できないものとする。
但し、甲の事由により本契約の解約を希望する場合は、乙に対し解約希望日の 3 ヶ月前までに書面にて通知を行い、次の計算式により算定した違約金を支払うものとする。

〔計算式〕 中途解約時の月間リース料 × 1 / 2 × 契約満了までの残月数

第 12 条（契約の変更）

物価、経済情勢の著しい変化等により、本契約内容を維持することが困難になった場合は、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。尚、本契約内容を変更するときは、その詳細を定めた「覚書」を締結する。

第 13 条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に関し相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に現実に発生した通常かつ直接の損害（逸失利益、特別損害等を除く）について賠償を請求することができるものとする。

第 14 条（合意管轄）

本契約に関して甲乙間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条（受注者の責務）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市立総合病院における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 24 日藤枝市立総合病院事業管理者決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

第 16 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

第 17 条（特約）

この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に定める長期継続契約であり、甲は、予算の減額又は削減があった場合には、書面により乙に通知をし、いつでも契約を解除することができる。

2. 前項に規定する場合において、本契約の解除により乙に損害があったときには、入札等の金額に契約解除の日から第 2 条に規定する契約の満了日までの月数（この項において「残存契約月数」という。）を乗じて得た金額（残存契約月数に 1 月未満の端数を生じたときは、残存契約月数から 1 月未満の月数を控除した月数に入札等の金額を乗じて得た金額と、その端数を生じた月の暦日数と入札等の金額に基づく日割計算により計算した額の合計額とする。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額を上限として、乙は損害の賠償を請求することができる。
本契約締結の証として、本書 2 通を作成し甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市駿河台四丁目1番11号
藤枝市立総合病院
藤枝市病院事業管理者 毛利 博

(乙)